つくば市スタートアップ立地推進奨励補助金　Q＆A

令和５年４月13日作成

１　補助要件について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 既に市内に事業所があり、市内の新しい事業所に移転する、又は市内に新しい事業所を増設する場合は、対象となるか。 | 申請可能です。 |
| ２ | 賃貸借契約の締結前でも対象となるか。 | 申請は可能です。当該契約の契約書（未締結のもの）で月額の賃借料が設定されているものをご用意ください。補助金の交付決定を受けた場合は、契約締結がされ次第、契約書の写しをご提出ください。 |
| ３ | 補助要件の「貸主と利害関係者でないこと」とはどのような場合か。 | 貸主が、親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼務している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様）が経営する会社等）及び代表者の親族（個人）いずれかに該当する場合は、「貸主と利害関係者である」に該当し、対象外となります。 |

２　補助対象事業について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 賃借料の消費税分は対象となるか。 | 消費税分も対象となります。 |
| ２ | 賃借料に付随する共益費や初回手数料、仲介料、敷金、礼金、駐車場費用は対象となるか。 | 対象外です。各月に発生する賃借料のみが対象となります。共益費などの金額が不明な場合（賃借料の中に「共益費を含む」などの記載がある場合）は、貸主等への金額を確認してください。必要に応じて根拠資料を求める場合もあります。 |
| ３ | 土地だけの賃借料（地代）も対象となるか。 | 対象外です。 |
| ４ | 店舗併用住宅は対象となるか。 | 住居の用に供する部分を含む事業所の賃貸契約については対象外です。 |
| ５ | シェアオフィスやコワーキングスペースは対象となるか。 | 建物（部屋）を排他的に占有することにより使用・収益する対価として賃料が発生するものに限り、対象となります。 |
| ６ | 県営のスタートアップオフィス、創業プラザは対象となるか。 | 対象となります。申請時には、賃貸契約書の写しの代わりに、月額の使用料が分かる利用許可書等を提出してください。 |

３　実績報告について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 貸主から新型コロナウイルス感染症の影響によって賃借料の支払いを一部免除してもらった場合について。 | 各月の賃料支払い実績に応じて補助金をお支払いします。減額・免除に応じてその月の支払実績を報告してください。なお、概算払いですでに補助金額の支払いが完了している場合は、実績報告に応じて、補助金を返還していただきます。 |
| ２ | 交付決定後に、補助対象経費が変更になった場合について。 | 補助対象経費の変更については、速やかに変更等承認申請書及び変更後の契約書等を提出してください。ただし、提出時点で予算が終了している場合は、増額できません。 |
| ３ | 代表者が変更となった場合について。 | 変更等承認申請書及び法人の履歴事項全部証明書の写しを御提出ください。 |
| ４ | 対象経費の支払を証する書類の写しについて。 | 各月の賃借料を支払っていることが分かる通帳、領収書、振込依頼書その他これらに類するもの（コピー可）をご提出ください。なお、インターネットバンキングで振込依頼を行った場合は、振込が完了していることが分かる書類（入出金明細等）も併せて提出してください。 |
| ５ | 毎月の賃借料に、光熱水費や共益費を合算して支払いをしている場合について。 | 合算の内容が分かる各月の振込金額の明細（コピー可）を提出してください。 |